

ニュースレター



残暑お見舞い申し上げます

初秋だより

皆様、残暑お見舞い申し上げます。

薬缶下げ秋の暑さをわびにけり（田中裕明）

今年は、6月中から真夏日が連続し、梅雨も例年より15日も早く7月5日には明けてしまい連日の酷暑ですが、皆様お元気でお過ごしでしょうか。

さて、今回は、個人情報、監査、コンプライアンス関係の特集を企画しました。芸能界における不祥事・事件を契機に、「コンプライアンス」という言葉が一気に広まりました。コンプライアンスとは、広い意味では、法令や社会的なルールを守り、倫理的にも正しい行動をとることを意味しますが、当たり前と言えれば当たり前のことです。一連の事件は、当たり前のことが守られず、ことさら言わなければいけない状況にあったということになります。

企業では、既に何年も前から、コンプライアンスが強調され、その違反が公になり社会的な信用を失い、その存続が危ぶまれたり、現に倒産を余儀なくされた企業もあります。

他方、「コンプライアンス疲れ」という言葉も言われ始めています。リスク回避を過度に重視し過剰な社内ルールを設け、意思決定のスピードが落ち、機会損失を被ったり、社員の士気が低下して、生産性、効率性を害するといった結果を招くという懸念や批判からきた言葉です。ルールを守るというのは、企業運営のための手段であって、そのこと自体を目的としてしまうことは、確かに本末転倒で、どこでバランスをとるかが問われている問題です。一度決めたルールを墨守するのではなく、何のためのルールかを不断に問いながら、必要であれば見直しをするなど柔軟なコンプライアンス経営が必要です。

（池田伸之）



～ 池田総合法律事務所 相続遺言無料法律相談会のご案内 ～

開催日 : 毎月第2、第4土曜日

開催時間 : ①午前10時から、②午前11時から（1日2枠・30分程度）

相談会予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

※無料法律相談会の相談内容は相続遺言相談に限ります。

☎ 052-684-6290

予約受付時間 9:00AM～5:30PM

ニュースレター第35号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：info@ikedalawoffice.com、FAX052-684-6291）までお寄せください。

★2025年 セミナーのご案内★

申込方法：回数の前の□にチェックのうえ、末尾の必要事項をご記入頂き、FAX（052-684-6291）またはメール（info@ikedalawoffice.com）にてお申込み願います。お申込みは開催日の3日前までをお願いします。いずれも池田総合法律事務所セミナー室にて行います。

□ 第4回：令和7年9月26日（金）
15：00～16：00 受付開始時間14：45

タイトル 相続における特別受益・寄与分の主張について

講師：弁護士 石田 美果

内容：相続において、特別受益や寄与分の主張は、激しい争いになることが多くあります。それぞれに要件や主張のポイントがありますので、どのように主張をしたら認められやすいのか、またどのような証拠資料を揃えることが必要か等、わかりやすく解説します。

□ 第5回：令和7年11月20日（木）
14：00～16：00 受付開始時間13：45

タイトル 共有不動産の紛争解決

講師：弁護士 池田 伸之

内容：世の中には共有となっている不動産が結構あります。いざ処分をしたり、取壊しをしようとする関係者全員の同意が必要になってきて、一人でも反対すればうまくいきません。共有に至る来歴は千差万別で、それによって、解決の方法も異なってきます。今回は共有不動産をめぐる典型的なケースをいくつか取り上げ、共有不動産についての紛争解決の方法について考えてみたいと思います。令和3年の改正法についても触れます。

お電話の受付時間は、平日9時30分～17時（052）684-6290 担当：橋本
申込後1週間以内に申込確認書をお送りします。申込確認書が届かない場合には、恐れ入りますが、当事務所までお電話にてご連絡願います。開催予定日までにご受講票をお送りします。

ふりがな		年 齢	歳
氏 名		勤務先	
職 業		電話番号	— —
住 所	〒	FAX番号	— —
		個別相談のご希望の有無	□有 □無

【個人情報のお取り扱いについて】ご記入頂いた個人情報は、主催者のセミナー案内に利用させて頂き、厳重に保管・管理致します。



FAX (052) 684-6291